

〈各課直通電話〉

総務課	☎388-1111	建設課	☎388-1117
税務課	☎388-1112	水道課	☎388-1118
企画課	☎388-1113	会計課	☎388-1119
環境経済課	☎388-1114	議会事務局	☎388-1110
住民課	☎388-1115	教育文化課	☎388-3231
福祉健康課	☎388-7171	学校給食センター	☎387-5321
(役場窓口)	☎388-1116		



税の申告はお早めに 2月16日から3月16日まで

税務課

平成20年分所得税の確定申告および平成21年度町県民税の申告相談が始まります。
例年、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませましょう。
なお、住宅借入金等特別控除および医療費などの還付申告書は、2月16日(月)以前でも提出することができます。

◎所得税確定申告および町県民税の申告受付相談日(●印は相談日)

【受付時間】午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

なお、各日午前8時30分から整理券を配付しますが、混雑状況によっては受付終了時間前に受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

月	日	曜日	税務課職員			月	日	曜日	税務課職員	税務署員
			役場	松枝公民館	総合会館				役場	役場 第1会議室(2階) (午前9時30分～午後4時)
2	16	月			●	3	2	月	●	● 所得税 ● 資産税
	17	火			● 受付3時まで		3	火	●	● 所得税
	18	水		●			4	水	●	
	19	木		●			5	木	●	
	20	金		● 受付3時まで			6	金	●	
	23	月	●				9	月	●	
	24	火	●				10	火	●	
	25	水	●				11	水	●	
26	木	●			12	木	●			
27	金	●			13	金	●			
					16	月		● 受付4時まで		

役場住民課前ロビーでの申告の受け付けは2月23日(月)からです。

20日以前は役場税務課窓口での申告の受け付けは行いませんのでご注意ください。

土地建物や株式などの譲渡所得・贈与税の申告受付・相談は、3月2日(月)税務署員による出張申告受付相談をご利用いただくか、岐阜南税務署の確定申告会場(マーサ21)をご利用ください。

◎岐阜南税務署の確定申告会場 ※会場の混雑状況によって、受け付けを早めに終了する場合があります

会場	開設期間	開設時間
マーサ21 岐阜市正木1599-1 (岐阜北税務署と合同開設)	2月12日(木)～3月16日(月)	午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)

※この期間中、岐阜南税務署では申告相談は行ないませんので注意してください。

◇なお、確定申告期間中マーサ21では、日曜日の2月22日と3月2日の2日間、午前9時から午後5時まで確定申告の相談、申告書の受け付けを行います。

◎税務署による笠松町出張申告受付相談日

月	日	曜日	申告受付・相談内容	会場・時間
3	2	月	所得税(事業所得、土地や株式など譲渡所得)・贈与税	笠松町役場 第1会議室(2階) 午前9時30分～午後4時
	3	火	所得税(事業所得など)、消費税	

◎税理士による無料税務相談所

場所	日時
各務原市産業文化センター 各務原市那加桜町2丁目186番地	2月16日(月)～27日(金) 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)
羽島市民会館 羽島市福寿町浅平3丁目25番地	

◎所得税の確定申告書は、電子申告(e-Tax)が便利です。ぜひご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>